

<問い合わせ先>

住宅局 (03-5253-8111)

建築指導課 専門官 杉藤(ｽｷﾞﾄﾞ) (内線 39-515)

課長補佐 高見 (内線 39-564)

住宅生産課 建築生産技術企画官 坂本 (内線 39-402)

課長補佐 石坂 (内線 39-413)

国土技術政策総合研究所 建築研究部

基準認証システム研究室 室長 五條 (029-864-4291)

平成 15 年 1 月 22 日

建築基準法・住宅品質確保法の技術基準の見直し体制の整備について

国土交通省 住宅局・国土技術政策総合研究所

建築基準法の単体規定及び住宅の品質確保の促進等に関する法律(「品確法」)においては、要求される性能を明示することで、多様な仕様、材料等の採用が可能となる性能規定化を進めてきています。

この性能規定化の効果を一層発揮するためには、民間の新しい技術開発等に対応し、両法の技術基準について継続的な見直しを進めていく必要があります。

このため、国土交通省住宅局及び国土技術政策総合研究所(「国総研」)は、両法の技術基準の円滑な見直しを進めるため、関係機関の協力を得て、以下の体制を整備することとしました。

1. コンタクトポイント(民間提案の受付窓口)の開設

建築基準法の単体規定及び品確法(主として評価方法基準)の技術基準について、新技術等に対応した基準の整備、見直しに係る民間等の提案を受け付けるため、提案の受付窓口となるコンタクトポイントを開設します。

コンタクトポイントは、本年 4 月からの本格運用の開始に向けて、本年度は試行的に受付を開始します。

建築基準法の単体規定、品確法の評価方法基準等に係る技術的提案は、以下に提案者の氏名、所属、連絡先、提案とその技術的根拠の要旨、関係する既存告示名等を書いてお送り下さい。
基準法・品確法技術基準提案コンタクトポイント(試行受付期間:2月17日~3月31日)

FAX:03-3434-7722 E-mail:contact-p@pbcs.jp

このコンタクトポイントは、民間等からの技術的提案の収集・整理事業を実施する「建築住宅性能基準運用協議会」に国土交通省が委託して設けるものです。(「建築住宅性能基準運用協議会」:建築基準法に基づく指定性能評価機関、品確法に基づく指定試験機関のうち公益法人7団体が平成15年1月15日に設立。
(<http://www.pbcs.jp> (2月17日開設)))

2. 「建築住宅性能基準検討委員会」の設置

コンタクトポイントに送られてきた提案は、整理後、国土交通省に送付されます。これら提案等に的確、円滑に対応し、必要な技術基準の見直し等を進めるため、住宅局長の諮問機関として、岡田恒男芝浦工業大学教授を委員長とする「建築住宅性能基準検討委員会」を設置することといたしました。

本委員会の第1回の全体委員会は、本日1月22日(水)中央官庁合同会議所において開催され、議事概要はインターネット等で公表することとしています。

「建築住宅性能基準検討委員会（全体委員会）」（名簿別紙）

- 委員長 岡田恒男 芝浦工業大学教授
 - 顧問 内田祥哉 東京大学名誉教授
- （委員会は分野別委員会、部会を今後設置予定。）

また、検討を効率的に進めるため、国総研が独立行政法人建築研究所の協力を得て技術基準の見直しの原案作成等を行う体制を整備するとともに、原案作成過程等において、民間団体、技術者等に対する意見聴取、建築住宅性能基準運用協議会に設ける技術委員会等における関係各界との意見交換等を実施していきます。

3. 民間団体等との意見交換会の実施

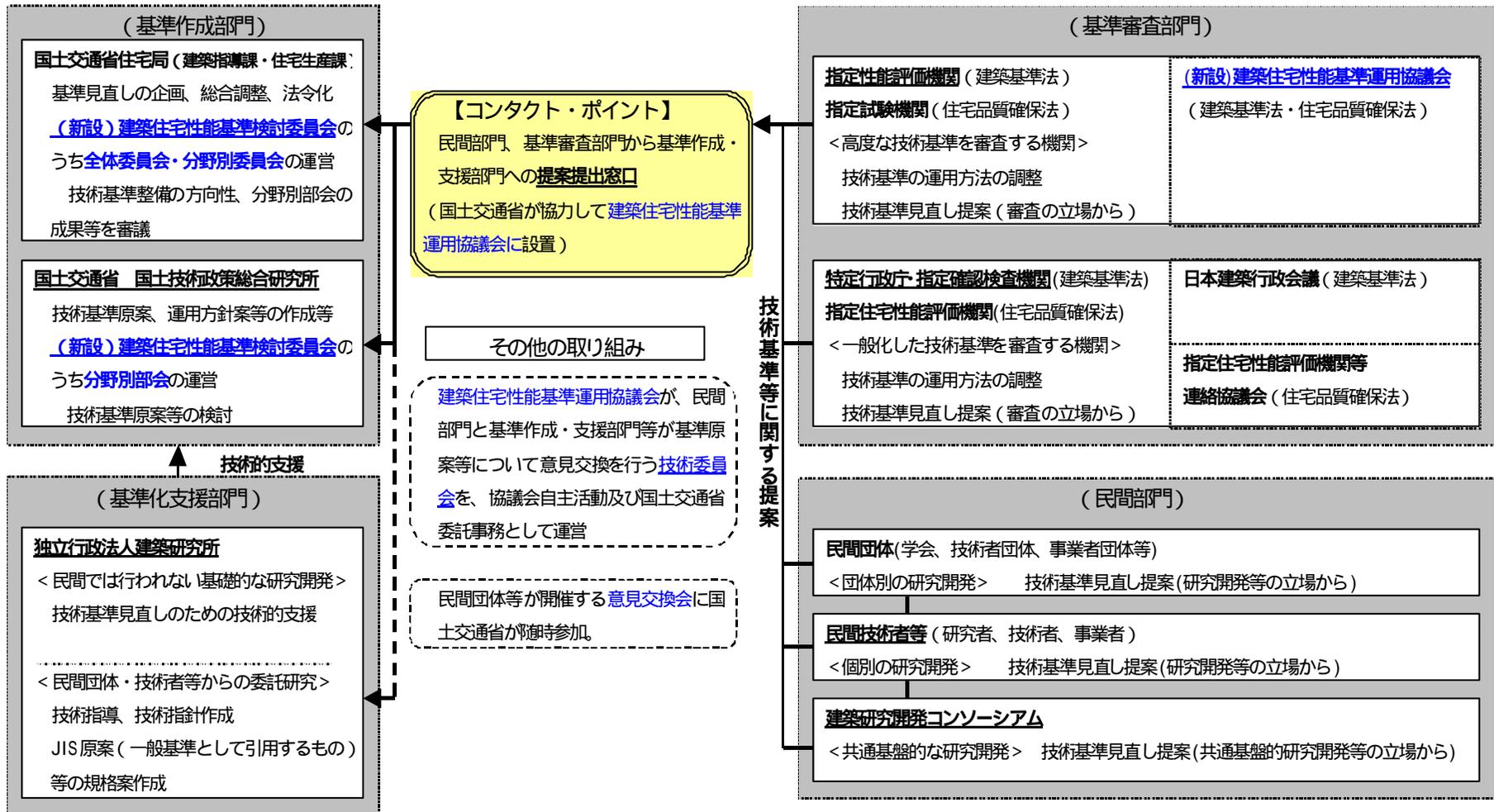
学会、技術者団体、事業者団体等と、国土交通省の基準作成担当者及び独立行政法人建築研究所、指定性能評価機関・指定試験機関等との間で、継続的な意見交換会を実施します。

4. 技術基準整備に係る調査、研究の一層の推進

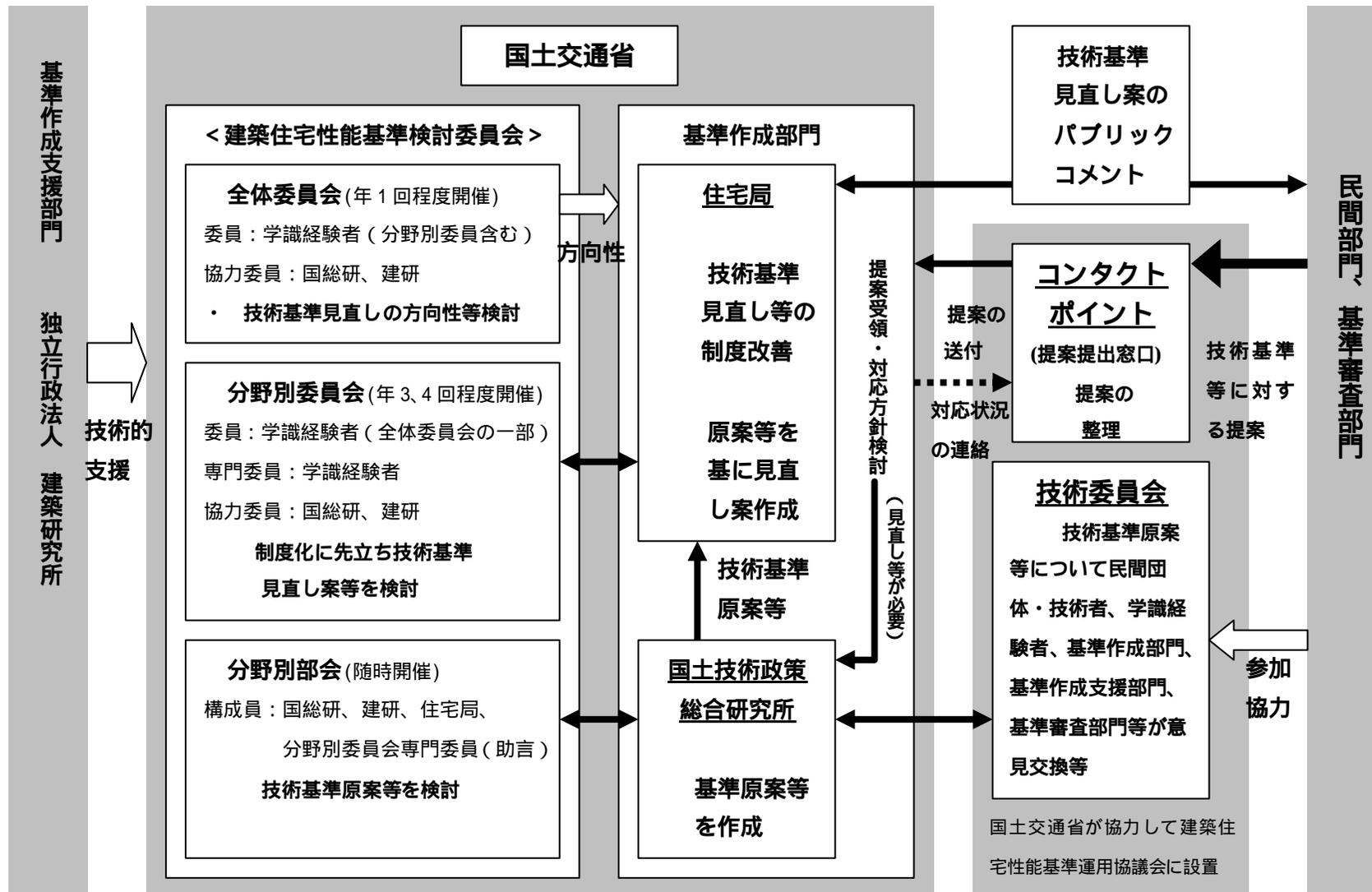
技術基準見直しの検討に必要な、国内外の研究・技術開発動向、技術基準の整備・運用状況等に関する情報収集、分析、研究等を、独立行政法人建築研究所等の支援を得つつ国総研及び住宅局において一層推進します。

建築基準法、住宅品質確保法の技術基準の継続的見直しの推進体制について

【新たな体制における各セクターの役割】



民間等の提案に対応した技術基準見直し作業の主な流れ



品確法の日本住宅性能表示基準・評価方法基準及び基準法の法律レベルの基準改正等にあつては、さらに社会資本整備審議会建築分科会に諮る。

このほか、学会、技術者団体、事業者団体と、基準作成部門、基準作成支援部門、指定性能評価機関、指定試験機関等との間で、継続的な意見交換を実施。

建築住宅性能基準検討委員会の設置について

平成 15 年 1 月 22 日

国土交通省 住宅局・国土技術政策総合研究所

(設置目的)

建築基準法、住宅品質確保法においては、それぞれの技術基準について、要求される性能を明示する性能規定化が進められてきたところである。

これらの性能規定基準は、その効果を一層発揮するため、性能を把握する技術の進歩や、国際的な基準の整備動向、また実務上の利便性や有効性などについて、民間団体からの提案・技術情報の提供等をも踏まえ、継続的に見直しを進めていく必要が生じている。

このため、建築指導課、住宅生産課及び国土技術政策総合研究所（国総研）が運営主体となり、学識経験者、独立行政法人建築研究所の参加を得て、建築・住宅の性能基準を検討する場として、「建築住宅性能基準検討委員会」を設置する。

(委員会構成)

全体委員会：技術基準整備の方向性等を検討

委員長：岡田恒男（芝浦工業大学教授） **顧問：**内田祥哉（東京大学名誉教授）

委員：学識経験者（分野別委員会委員含む） **協力委員：**国総研、建研

事務局：国土交通本省（建築指導課・住宅生産課）

分野別委員会：基準の制度化に先立って国総研の作成した技術基準原案等を分野別に技術的に検討（分野：構造、防火、環境・設備、材料・耐久性、建築計画）

委員：学識経験者（全体委員会の一部委員） **専門委員：**学識経験者（分野別部会にも参加）

協力委員：国総研、建研 **事務局：**国土交通本省（建築指導課・住宅生産課）

オブザーバー：指定性能評価機関（基準法） 指定試験機関（品確法）等

分野別部会：本省の要請を受け国総研が独立行政法人建築研究所の支援を得て作成する技術基準原案、技術的運用方針案等を検討（分野：構造、防火、環境・設備、材料・耐久性、建築計画、企画）

構成員：国総研、建研、本省、分野別委員会専門委員（助言） **事務局：**国総研

オブザーバー：指定性能評価機関（基準法） 指定試験機関（品確法）等

（民間と技術情報交換等を行うため、建築住宅性能基準運用協議会に設置される技術委員会等に協力要請、意見照会。）

- * 品確法の日本住宅性能表示基準及び評価方法基準の改正、建築基準法の法律レベルの基準改正等にあつては、さらに社会資本整備審議会建築分科会に諮る。

**建築住宅性能基準検討委員会
全体委員会 名簿**

顧問	内田祥哉	東京大学名誉教授	
委員長	岡田恒男	芝浦工業大学工学部建築工学科 教授	
委員	石山祐二	北海道大学大学院工学研究科 教授	(構造委員会兼)
委員	小谷俊介	東京大学大学院工学系研究科建築学専攻 教授	(構造委員会兼)
委員	鎌田元康	東京大学大学院工学系研究科建築学専攻 教授	(環境・設備委員会兼)
委員	上村克郎	(社)建築研究振興協会顧問	
委員	坂本 功	東京大学大学院工学系研究科建築学専攻 教授	(構造委員会兼)
委員	菅原進一	東京大学大学院工学系研究科建築学専攻 教授	(防火委員会兼)
委員	高梨晃一	工学院大学特別専任教授	
委員	田中淳夫	宇都宮大学工学部建設学科 教授	(構造委員会兼)
委員	友澤史紀	北海道大学大学院工学研究科 教授	(材料・耐久性委員会兼)
委員	三橋博三	東北大学大学院工学研究科都市・建築学専攻 教授	(材料・耐久性委員会兼)
委員	野村 勸	日本大学理工学部建築学科 教授	(建築計画委員会兼)
委員	深尾精一	東京都立大学大学院工学研究科 教授	(建築計画委員会兼)
委員	松尾 陽	明治大学理工学部建築学科 教授	
委員	村上周三	慶応大学理工学部システムデザイン工学科 教授	(環境・設備委員会兼)
委員	室崎益輝	神戸大学都市安全研究センター 教授	(防火委員会兼)
委員	安岡正人	東京理科大学工学部建築学科 教授	
協力委員	村上純一	国土技術政策総合研究所副所長	
協力委員	山内泰之	独立行政法人建築研究所理事長	

(問い合わせ先)

建築住宅性能基準運用協議会(03-5405-2460)

事務局長 伊藤圭子

建築住宅性能基準運用協議会の設立について

平成15年1月22日(水)

建築住宅性能基準運用協議会

建築基準法に基づく指定性能評価機関、又は住宅の品質確保の促進等に関する法律(品確法)に基づく指定試験機関である7財団法人は、相互に必要な技術的情報を交換するとともに、建築基準法や品確法において要求される性能を明示した技術基準(建築住宅性能基準)の高度化、合理化に向けた活動を行う場として、平成15年1月15日に、建築住宅性能基準運用協議会を設立しました。その概要は以下の通りです。

1 主な協議会の事業内容と実施の予定

(1) 会員相互の情報交換の実施

協議会の会員相互において、建築基準法の評価業務や、品確法の試験業務等に基づいて得られた情報を、それぞれの業務の改善や以下の事業を円滑に実施することを目的に、交換・共有する。

(2) 民間等の技術提案を受け付けるコンタクトポイント事業の実施

広く民間等から、建築基準法、品確法に係る技術基準の評価、試験業務等に係る技術的提案を受け付け、整理をした上で、国土交通省など基準作成に携わる機関等に速やかに伝える事業を実施する。実施に当たっては、国土交通省住宅局及び国土技術政策総合研究所等と緊密な連携を図るものとし、14年度は、ホームページを作成するなど準備作業と試行的な受け付けを行い、15年度より本格的に実施する。本事業は、協議会の自主事業及び国からの委託事業として実施する。

(3) 建築住宅性能基準に関する技術的検討の実施

建築基準法や品確法において要求される性能を明示した技術基準について、協議会会員が行っている評価・試験業務等の経験、民間からの提案、国や地方

公共団体からの依頼等に基づいて課題を明らかにし、協議会に設ける技術委員会において改善等のための検討を実施する。検討結果は協議会会員の業務改善に活用するとともに、基準作成機関に対し提案していくものとする。また、国土交通省からの基準原案作成等への協力受託業務について本技術委員会等において実施する。

2 協議会の所在地

東京都港区虎ノ門3 2 - 2 第30森ビル8階(2月1日より)

3 協議会の構成員

- (財) 建材試験センター
- (財) 建築環境・省エネルギー機構
- (財) 日本建築設備・昇降機センター
- (財) 日本建築センター
- (財) 日本建築総合試験所
- (財) 日本住宅・木材技術センター
- (財) ベターリビング

4 . コンタクトポイント事業の試行受付について (別紙)

(別紙)

コンタクトポイントの試行受付について

建築住宅性能基準運用協議会

コンタクトポイント事業については、15年度からの本格的実施を目指して運用システム等を準備中ですが、本年度においては下記のとおり試行受付を行います。コンタクトポイント事業の円滑かつ効率的な構築と実施のため、ご提案者各位のご理解とご協力をお願いいたします。

試行受付窓口及びコンタクトポイント業務へのお問い合わせ窓口

基準法・品確法技術基準提案コンタクトポイント

(2月17日開設～3月31日(試行期間))

FAX : 03-3434-7722 E-mail : contact-p@pbcs.jp

(<http://www.pbcs.jp>)

試行受付要領

- 本コンタクトポイント事業は、技術基準の高度化、合理化に向けた技術提案を受け付けるもので、現行基準に関するお問い合わせ、相談、苦情等に該当するものはお受けできません。
- 本コンタクトポイントで試行期間中に受け付けるご提案は、E-mail、Faxに限ることとし、電話、事務所への来訪などによる口頭のものはお受けできません。
- 本コンタクトポイントで受け付けるご提案は、建築基準法のいわゆる単体規定(政令及び告示を含む)並びに品確法に基づく日本住宅性能表示基準及び評価方法基準(既存住宅の現況検査及び特定現況検査に係る部分を除く)に関するものに限ることとします。
- 技術提案に係る書面の様式等については、試行期間中に課題等を整理し確定して本格運用に反映させる予定ですが、試行受付期間は下記事項について任意の様式でお送りください。なおご提案の処理方針等を整理するうえで事務局側から補足情報のご提供依頼、ご意向確認その他のお問い合わせ等をさせていただく場合がありますので、ご承知おきください。

? 提案者氏名

? 提案者所属・連絡先(住所、FAX、TEL、E-mail アドレス)

? 提案内容(できる限り具体的に。対象となる既存条文または告示名・番号も。)

? 提案に係る技術的根拠の要旨

? その他必要な情報

- いただいた技術提案の概要、処理状況等については、漸次ホームページ等でお知らせしていく予定としております。
- 個人、法人が特定できる情報等を除き、いただいたご提案の内容を公表することがあります（非公表希望事項は提案時にその旨お示しください。）
- ご提案にあたっては、技術基準の見直し、特定の新技术等の権利の保護等のために実施されるものではないことをご了解ください。

本格運用のおしらせ等

- 試行結果を踏まえ、本格運用のための要領、提案書式、情報管理方法等を本年度内に確定し、協議会のホームページでお知らせするほか、国土交通省及び関連のホームページや関連機関誌等で広報を行っていく予定としております。